

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県林業研修所
---------	----------

以下は令和８年第１回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
宿泊施設使用料		人/泊	850	<u>980</u>	130
講義室使用料	午前8時から正午まで		1,400	<u>1,550</u>	150
	午後1時から午後5時まで		1,400	<u>1,550</u>	150
	午後6時から午後10時まで		1,400	<u>1,550</u>	150
	午前8時から午後5時まで		2,800	<u>3,100</u>	300

【備考（講義室使用料のうち午前8時から午後5時まで以外）】

改正前	改正後（案）
1 冷暖房使用期間中の宿泊施設使用料については上記使用料の額に1人1泊60円を、同期間中の講義室使用料については上記使用料の額に40/100を乗じた額をそれぞれ加算する。	1 （同左）